

平成29年3月24日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成28年度3月期）

総務省は、平成28年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月24日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

27,843百万円

2 現金交付

平成29年3月30日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：鈴木課長補佐・藤原係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

平成28年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	632	593
2 青森	177	88
3 岩手	195	97
4 宮城	242	264
5 秋田	157	77
6 山形	207	104
7 福島	312	154
8 茨城	406	203
9 栃木	265	133
10 群馬	418	208
11 埼玉	878	581
12 千葉	654	428
13 東京	1,417	708
14 神奈川	662	924
15 新潟	236	227
16 富山	158	79
17 石川	159	79
18 福井	106	53
19 山梨	135	67
20 長野	346	170
21 岐阜	284	141
22 静岡	588	624
23 愛知	1,037	874
24 三重	253	127
25 滋賀	191	95
26 京都	225	278
27 大阪	931	929
28 兵庫	723	568
29 奈良	177	87
30 和歌山	125	61
31 鳥取	69	34
32 島根	100	49
33 岡山	248	259
34 広島	307	302
35 山口	199	99
36 徳島	127	63
37 香川	198	99
38 愛媛	192	96
39 高知	103	50
40 福岡	727	814
41 佐賀	209	104
42 長崎	201	100
43 熊本	186	201
44 大分	187	94
45 宮崎	261	130
46 鹿児島	293	146
47 沖縄	188	92
合計	16,091	11,752

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

